

## 『正法眼藏』と『永平廣錄』における公案解釈

石井清純

道元禪師が、坐禅の際に話頭を看ずることを完全に否定しながらも、自己の宗旨を開演するにあたってはそれを多用していることは、改めて言うまでもない事実である。そして、それに関する諸先生方の研究も数多く<sup>(1)</sup>、道元禪師の公案解釈及びその用法の特徴については、概に一応の方向づけが為されていると言えよう。

しかるに、これらの論考の多くは、その依り処を『正法眼藏』<sup>(3)</sup>における説示に置いており、『永平廣錄』に関しては、たとえそれが同一公案を扱つたものであっても看過されいる感がないでもない。<sup>(4)</sup>

確かに『正法眼藏』は、和文を用いた独特の論理展開を持ち、且つそれが道元禪師手づからによる修治によって練り上げられたものとされる以上、最重要視されるべきものである。ではあるが、近年の研究において『正法眼藏』と『永平廣錄』の間には、非常に密接な関係があり、一方を理解するのに他の

方が重要な役割りを果たしていることが指摘されるようになつた。また、それとは逆の立場として『永平廣錄』における公案の扱いが『正法眼藏』に見られる真理の開演として一本化できない部分のあることも指摘でき、これらをふまえての『永平廣錄』の見直しが必要とされていると思われるのである。

そこで本論では、『正法眼藏』と『永平廣錄』の双方に引かれる公案を手掛かりに、その拈提内容を、説示年代をふまえながら比較検討することにより、『正法眼藏』に対しても『永平廣錄』の説示の位置づけを試みることにする。

「古德云」あるいは「祖師云」として『正法眼藏』と『永平廣錄』と共にその全体を引かれる祖師語は、鏡島元隆博士の『道元禪師と引用經典・語錄の研究』巻末一覽表に依ると六十八例が挙げられる。しかし、ここでは説示年代の曖昧な

ものを避ける意味から、特に『永平広録』卷一～七の上堂語に引かれる四十七例に限つて考えてみたい。

これらを説示年代に合わせて図示したものが、次頁に記した一覽表である。<sup>(7)</sup>

これによつて見ると、これらの説示された時期にある程度の偏りのあることが指摘できる。『正法眼蔵』については、それの多くが寛元元年（一一四三）を中心とした前後数ヶ年の間に集中して著わされたものだけに問題はないのであるが、それに対応する『永平広録』については、

- (一) 『正法眼蔵』に先立つて公案を取り上げる上堂が、総て卷一の前半部（仁治二年前半以前）に集中している。
- (二) 『正法眼蔵』の再挙をする上堂が、寛元元年に七例とやや集中して見られる。
- (三) 以上二点以外の上堂の殆どが、建長年間に集中して行なわれている。

という三点が挙げられる。

この中より、初期と晩期の説示としても位置づけられる(一)及び(三)の一例について考察してゆくことにする。

## 二

〔にあたるものには九例が数えられるが、これらは更に、『永平広録』における公案拈提の極端に少ないものと、公案

に對してその方向づけが為されているものとに分けられる。

前者に入るものとして、先ず、次に示す図の③大梅「即心是仏」を引く『永平広録』卷一・第八上堂が挙げられる。

上堂挙、馬祖云、即心是仏。大梅參學三十餘年、居頂絕跡、溪声山色。祖遂遣僧去向大梅道、馬祖仏法近日又別。大梅云。如何別。僧云、非心非仏。大梅云、任他悲心非仏、我祇管即心是仏。僧回舉祖。祖云、梅子熟也。師云、即心是仏最親切。梅子年年盛夏熟。

（大久保道舟編『道元禪師全集』下・八頁。以下、本書からの引用は書名を省略し、上、下巻及び頁数のみ記す）

これを見て明らかなように、道元禪師の拈提は、纔に末尾の七言二句にしかすぎず、大梅の境涯を讃えるのみである。また本則についても、これは『景德伝燈錄』卷七によつてみれば、その要点のみを抜萃して要約したものであることが知れる。<sup>(8)</sup>

それに対しても『正法眼蔵行持』(上)においては、大梅の行履を讃えるという主旨には変わりはないものの、「即心是仏」より「梅子熟也」に至る経緯を逐一挙げると共に、最終的には、師の行持、むかしいまの知識とあるは、おなじくほむるところなり。劣機のものはほむべしとしらず。貪名愛利のなかに仏法あらましと強為するは、小量の愚見なり。（上・一三〇頁）

と、具体的に名利を求めることに對する戒めへと發展させているのである。

## 『正法眼藏』と『永平広録』における公案解釈（石井）

西暦	(元号)	特記	事項
二 五 二	三 五 一	三 五 〇	(建 長 元)
二 四 九	二 四 八	二 四 七	(宝 治 元)
二 四 六	二 四 五	二 四 四	(寛 永 元)
二 四 三	二 四 二	二 四 一	(仁 治 元)
二 三 九	二 三 八	二 三 七	(曆 元)
二 三 三	二 三 二	二 三 一	(寛 喜 三)
卷七 →	卷六 ←	卷五 ←	卷四 ←
卷五 →	卷四 ←	卷三 →	卷二 →
上堂ナシ ←	卷一 ←		
(15) ←			一(弁道)
(374) ←			「内丁童子」①
(319) ←			「還仮修証」②
(240) ←			「即心是仏」※③
(510) ←			「東印請祖」④
(498) ←			「仏法大意」⑤
(196) ←			「大地有情」※⑥
(205) ←			「百丈野狐」⑦
(429)(330) ←			「说得丈丈」⑧
(387) ←			「試験大耳」※⑨
(415) ←			「老僧頭」⑩
(428) ←			「皮肉骨髓」※⑪
(432) ←			「師子吼分」▲⑫
(437) ←			「一颗明珠」⑬
(488)(433) ←			「狗子仏性」⑭
(513) ←			「法達機縁」⑮
(394) ←			「三界唯心」⑯
(530) ←			「拈華微笑」⑰
(369) ←			「身心脱落」⑱
(260) ←			「栢樹子」⑲
(163) ←			「大悟却迷」⑳
(509) ←			「五通仙人」※㉑
(328) ←			「策起眉毛」㉒
(438) ←			「碓房擊碓」※㉓
(454) ←			「空華亂墜」㉔
(455) ←			「両断蚯蚓」㉕
(492) ←			「大蘿蔔頭」※㉖
(491) ←			「大蘿蔔頭」㉗
(524) ←			「望州相見」㉘
(373) ←			「高沙弥看經」㉙
(411) ←			「薬山陞座」㉚
(452) ←			「達摩非習禪」㉛
(374) ←			「梁武相見」㉜
(147) ←			「薬山非思量」㉝
(253) ←			「如鏡鑄造」㉞
(289) ←			「無情說法」㉟
(221) ←			「生死去來」㉟
(431) ←			「発真帰源」㉟
(446) ←			「還仮修証」㉟
(457) ←			「淨慈鉢孟」▲㉟
(三) ←	(二) ←		「獨坐大雄峰」▲㉟
			「世尊陞座」㉟
			「糸迦同參」㉟
			「俱胝一指」㉟
			「仏之知見」㉟
			「仏性問答」㉟
			「迦葉半座」㉟
			「香巖擊竹」㉟
			「靈雲桃花」㉟

これと同様の関係は、他に、④般若多羅「東印請祖」、⑤石頭「仏法大意」、⑥釈迦「大地有情同時成道」、⑦百丈「野狐話」の四例に見られる。

この中で、特に『正法眼藏』への発展を意識させるものが「大地有情同時成道」である。

これは、『永平広録』においては、

上堂云、釈迦牟尼仏言、明星出現時、我与<sub>二</sub>天地有情<sub>一</sub>同時成道。作<sub>二</sub>麼生<sub>一</sub>是成道底道理。大道元來無、今日還始有<sub>二</sub>釈迦老子<sub>一</sub>、喚<sub>二</sub>什<sub>一</sub>麼<sub>二</sub>作<sub>二</sub>有情<sub>一</sub>、又把<sub>二</sub>什麼<sub>一</sub>來、為<sub>レ</sub>道而成。速道、速道。(第三七上堂。下・一六頁)

と、釈尊の成道が時空を超えて今にあることを示しながらも、有情とは何か、道とは何か、と問題提起する形でしめくつており、それが『正法眼藏発無上心』の

しかあれば、發心・修行・菩提・涅槃は、同時の發心・修行・菩提・涅槃なるべし。仏道の身心は草木瓦礫なり、風雨水火なり。これをめぐらして仏道ならしむる、すなはち發心なり。(上・五二八頁)

という規定へと繋がっていると推測できるのである。

残りの三例についても、ほぼ同様な関係が認められる。<sup>(9)</sup> 従つて、『永平広録』において、意義づけのあまり行なわれていないものは、すべてが、『正法眼藏』において詳細に論じられていることが分かるのである。

それでは、『永平広録』において既にある程度の内容解釈の為されているものはどうであろうか。

結論を先取りすれば、『正法眼藏』との間に、より一層の親密な関係を見い出すことができるるのである。

まず、図の⑪に示す達摩「皮肉骨髓」について見てみると、

とする。

この公案は、達摩が四人の門人に對して自己の境涯の露呈を求め、門人達がそれに応じて示した言葉に對して、達摩がそれぞれに一言ずつ、「汝得吾皮」・「汝得吾肉」・「汝得吾骨」・「汝得吾髓」とコメントしたものであるが、それに対する『永平広録』卷一と『正法眼藏葛藤』における道元禪師の拈提を対比して示すと次のようになる。

(『永平広録』第四六上堂)

(葛藤)

いま参考すべし、初祖道の汝得吾皮肉骨髓は祖道なり。門人四員、ともに得処あり、聞著あり。⋮(中略)⋮

師云、後人認為<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>淺深<sub>一</sub>、祖意不是也。

しかあるを、正伝なきともがらおもはく、四子<sub>おののこ</sub>各所解に親疎あるによりて、祖道また皮肉骨髓の浅深不同なり。皮肉は骨髓よりも疎なりとおもひ、二祖の見解すぐれたるによりて得髓の

印をえたりといふ。かくのじと

れる<sup>10</sup>

くいふいひは、いまだかつて仏祖の参考なく、祖道の正伝あらざるなり。

『正法眼藏他心通』は巻全体がこの公案に関する説示で成り立っていることは良く知られているところである。今ここで、その構成を示すと次の四段に大別できる。

汝得吾皮、猶如<sub>レ</sub>道<sub>ニ</sub>燈籠露柱<sub>一</sub>。

汝得吾肉、如<sub>レ</sub>道<sub>ニ</sub>即心是仏<sub>一</sub>。汝

得吾骨、如道山河大地。汝得

吾髓如道拈華瞬目。非是

有錢有深有勞有劣。惡變見  
吾體。如這三才互映的三才。

有淺有深有勝有劣。怎麼見

得、便見二祖師也、便見二二祖也

也、伝<sub>二</sub>得衣孟<sub>一</sub>也、是一句也。

遂有頸田、弘祖法輪其力大、

遂有以頌曰  
仙祖法輪轉其力大  
雲終界限云微隱

転二於尽界一転二微塵一。衣盂縱入

可傳手、聽法普通男女人。

(下·一七·一八頁)

卷之八

以上のように対比してみる。

それぞれに段階があると見そ

カネハ木記

をあくまでも同等とする、い

ことが明らかである。また、

比すれば分かる通り、田舎へ

此すれば分かる通り、細かい

り、これにより葛藤の巻の説

の忠実な形で階層してある。

り忠実な形で踏襲していくこと

これと同様な例は、図の⑨南陽慧忠「試験大耳」を引く『永平広録』第十七上堂と『正法眼藏他心通』の間にも見ら

③ 祖師の語に対する批判及び批判理由の説明。（大耳を部分的にしろ肯定するため）

④ 他心通とは単に他心に通ずることではなく、自他の身心のすべてが一体であることを指す、との結論。

ここで眼を『永平広録』第一七上堂へと戻してみると、この四段の骨子が既にここにおいて大概でき上がっていることが分かるのである。以下に示してみる。

上堂、舉<sub>三</sub>忠國師驗<sub>三</sub>大耳三藏他心通<sub>一</sub>、又舉<sub>二</sub>仰山・玄沙・玄覺・趙州<sub>一</sub>了、<sub>一</sub>茶。  
師乃云、國師如何最初不下向<sub>二</sub>三藏<sub>一</sub>道上、得<sub>二</sub>幾枚他心通<sub>一</sub>、只得<sub>二</sub>他心通<sub>一</sub>、更得<sub>二</sub>自心通<sub>一</sub>也無。若恁麼道、三藏豈不<sub>二</sub>茫然<sub>一</sub>耶……<sub>②</sub>  
五位尊宿俱以<sub>三</sub>第三度<sub>一</sub>為<sub>二</sub>不見<sub>一</sub>也。殊不<sub>レ</sub>知、前兩度也不<sub>レ</sub>見得<sub>一</sub>。  
若將<sub>三</sub>三藏<sub>一</sub>乘通<sub>一</sub>而為<sub>二</sub>弘祖之他心通<sub>一</sub>、五位尊宿未<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>一乘之窠窟<sub>一</sub>、猶在<sub>三</sub>三藏<sub>一</sub>之偏局<sub>一</sub>也。<sub>一</sub>要<sub>レ</sub>會<sub>二</sub>弘祖通<sub>一</sub>麼。自心他心兮、全殺全活、乃通乃變兮、鹽水点

このように見てみると、ここに論じた二例については、『永平広録』において為された方向づけが、そのまま『正法眼藏』へと移行され、その説示の下敷きとなっていることが明らかである。

このような関連性は、この二例の他にも、⑧大慈「説得一丈」、⑩趙州「老僧頭」にも見い出せるから、先に論じた五例と合わせて、ここに問題とした九例のすべてについて、それを引く両書の間に非常に密接な関係を有していることが指摘できるのである。

### 三

ここで、これらの上堂が卷一の前半部に集中している理由について考えてみたい。

これらの一連の上堂を卷一全体に限定することは容易である。伊藤秀憲氏によれば、卷二の冒頭の第一二七結夏上堂は寛元三年四月十五日に行なわれたとされているが、この時期を『正法眼藏』の示衆年代に照らしてみると、年代のはつきりするものだけでも八十六巻の説示が既に終了している。即ち卷二以後の上堂は『正法眼藏』の説示がほぼ終了して後になされたものということになり、ここに論ずる先後関係が成立する可能性は極めて少ない。従って、『永平広録』の上堂において、時間的に『正法眼藏』と並行する形で行なわれてい

たのは卷一の一~六回の上堂に限られることになるのである。このことは、『永平広録』の上堂の中でも特に卷一が『正法眼藏』と密接な関係にあることを示唆するものであろう。事実、ここでは触れなかつたが、後半部にある第一〇七・一二六上堂などは、それ以前に説示された『正法眼藏一顆明珠』及び『正法眼藏恁麼』の内容を、それぞれそのまま受けて要約再説したものと見られるのである。(図⑯・<sup>⑯</sup>⑰)

しかるに、『正法眼藏』に先立つ上堂は、あくまでその前半部(仁治二年前半以前)に集中しているのである。これは思うに、『正法眼藏』の示衆の集中し始める時期が大いに関係しているのではないだろうか。

『正法眼藏』の示衆が目に見えて頻繁になるのがこの仁治二年(一一四一)であり、この年には十一巻が数えられる。しかし、これを更に細分してみると、そのうちの六巻が九月以後の示衆であることが分かる。そして、翌仁治三年に示される二十一巻はほぼ全月に亘って行なわれていることから、『正法眼藏』の示衆の集中は、仁治二年九月に始まると言え、これを期に説示の中心が『永平広録』の上堂から『正法眼藏』へと移行していくことが充分に推測できるのである。

『永平広録』の側から見ても、この時期を境に、説示が短く簡潔になる傾向が見られる。例えば、五十字以下の上堂の頻度を見てみると、前半の六十三回、即ち仁治二年七月まで

の上堂のうち該当するものは纔に十六例であるのに対し、残りの六十三回では倍以上の三十七例もが数えられるのである。これは単に表面上のことにすぎないが、それについても象徴的であると言えよう。

以上のように見てみると、卷一の前半部の上堂は『正法眼藏』に至る前段階としての位置づけができるのではないだろうか。

即ち、ここで考察してきた上堂が、(1)その上堂のみでは具体的な方向づけがされていないものが、『正法眼藏』において詳細に説かれる。(2)その上堂において為された公案の方向づけが『正法眼藏』において忠実に踏襲されている。という二点を考えるにつけ、これらを含む『永平広録』卷一前半の上堂が、ある程度『正法眼藏』において再説することを前提として行なわれたものと位置づけることが可能なではないであろうか。<sup>(13)</sup>

#### 四

次に、先に示した(3)、即ち建長年間に集中する上堂について考察してみたい。

このような、同一公案の再挙の理由としてまず第一に考えられるのは、既に伊藤氏による御指摘のことだが、『正法眼藏』における説示の重要性を考慮して、その後の上堂に

おいて繰り返して述べたのではないか、ということである。<sup>(14)</sup>そして、それぞれに両書の説示を比較してみると、確かにその傾向が見られるのである。

その一例として、図の②釈迦「五通仙人」を引く『正法眼藏神通』と、『永平広録』卷五・第三九四上堂が挙げられる。第三九四上堂において、この公案は次のように拈提される。上堂、記得、世尊、因五通仙人問、世尊六通。我有ニ五通、如何是那一通。世尊召云、五通仙。五通應諾。世尊云、那一通你問レ我。三界世尊喚一声、五通仙人應一声、五通六通那一通、有邊無邊無有邊。盥水点茶供<sup>ニ</sup>和尚、永平門下又且如何。五通仙人本<sup>ニ</sup>期<sup>レ</sup>欲<sup>ト</sup>偷<sup>ニ</sup>小釈迦眼睛<sup>ニ</sup>而見<sup>シ</sup>小釈迦<sup>ト</sup>忽然見<sup>ニ</sup>得大釈迦<sup>ト</sup>時如何。良久云、仙人非<sup>ニ</sup>先所望、乞兒打<sup>ニ</sup>破飯塊<sup>ト</sup>。（下・九七〇九八頁）

ここに見られる結論は、「良久」以下に見える通り、釈尊の言わんとした神通は、仙人の望んだものとは別物であり、乞兒が飯塊を破るような、知見に滞らない働きであるというものであるが、これは『正法眼藏神通』の次の解釈に基づいたものとできるであろう。

たちまちに那一通をとふ、なにの用がある、となり。釈迦老子のこころは、一通をもとふべし、となり。那一通をとひ、那一通をとふべし、一通も仙人はおよぶところなしとなり。しかあれば、仏神通と余者通とは、神通の名字おなじといへども、神通の名字はるかに殊異なり。（上・一二〇頁）

更に、その前にある傍点部も、同じ神通の巻の最初に引い

た、鴻山神通の話をふまえて、神通が日常底の働きにあることを示したものと解せるのである。

このように第三九四上堂の拈提は、神通の巻の説示内容と対比することにより、その巻の前提である、神通の働きは衲僧の日常底にあるということをふまえつつ、仙人の五通を仏神通に非ずとして全面的に斥ける、という神通の巻の解釈を、要約して示したものと言えるであろう。

このような『正法眼蔵』との対比によつてその説示の方向性がより明確になるもの他に、『正法眼蔵』において拈提があまり為されていないものについて『永平広録』で補足展開したと思われるもの〔<sup>(29)</sup>薬山「陞座」〕。『正法眼蔵』の各巻の主旨に応じて説かれたものを『永平広録』においてまとめたと思われるもの〔<sup>(17)</sup>釈迦「拈華微笑」〕等、個々に少しづつ違つた形での関連が見られる。ここではその一一について具体的に触れることは避けるが、殆どの例について『正法眼蔵』の延長線上に『永平広録』を置くことが可能と思われる。

## 五

以上のように、ここに集中する上堂も一様『正法眼蔵』と深く関連していると言えるのであるが、再説に際しての公案の選択及びその取り扱いに若干の方向性が見られるようと思われるのである。

それを指摘するにあたつて、まず、<sup>(23)</sup>弘忍「確房擊碓」に対する拈提を年代を逐て列挙してみる。

### (1) 「恁麼」(仁治三年)

大満つゑして臼をうつこと三下するに、六祖、箕にいれる米をみたび簸る。このときを師資の道あひかなふといふ。みづからもしらず、他も不会なりといへども、伝法伝衣、まさしく恁麼の正当時節なり。(上・一六七~一六八頁)

### (2) 卷一・第一二六上堂(仁治四年)

師、良久云、白也未<sub>レ</sub>篩四五升、再三<sub>レ</sub>一合始伝燈、華開五葉夜間錦、図俗図<sub>レ</sub>人図是僧。(下・二九頁)

### (3) 卷四・第二二六〇上堂(宝治二年)

師云、且道、諸人要<sub>レ</sub>与<sub>二</sub>兩位古仏<sub>一</sub>相見<sub>レ</sub>麼。卓拄杖三下。  
(中略)又有<sub>レ</sub>人道、猶是長連牀上学得底、作麼生是不<sub>レ</sub>涉<sub>二</sub>兩三段<sub>一</sub>底道理。卓拄杖三下。(下・六七頁)

### (4) 卷五・第三二六九上堂(建長二年)

若是永平、又且不<sub>レ</sub>然。五祖若問<sub>二</sub>永平<sub>一</sub>、米白也未。只向<sub>二</sub>五祖<sub>一</sub>道、星從<sub>二</sub>北斗<sub>一</sub>日東昇。見<sub>二</sub>五祖若欲<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>杖擊<sub>一</sub>者、捉<sub>二</sub>住杖<sub>一</sub>向<sub>レ</sub>祖道、朝夕請參一合相。(下・八七~八八頁)

これを見て明らかのように、前三者においては、この弘忍・慧能の付法の因縁を、師資一体となつた伝燈の証しとして全面的に肯つた形となつてゐる(傍線部)。しかるに、建長

年間に行なわれた第三六九上堂においては、それまでの説示を翻し、傍点部に見られるように、師資一体となり得るのは僧堂裏の日常の功夫によることである、と敢て言い変えるのである。

このような『正法眼藏』の説示の転換とまではいかずとも、その内容を叢林での坐禅弁道へと発展させている例は他にも見られる。例えば、図26趙州「鎮州大蘿蔔頭」を引く『正法眼藏見仏』と卷六・第四三八上堂の関係がその一例である。これは見仏の巻においては、

いまの道現成は、親見南泉の証驗なり。（上・四八八頁）

と正師との相見の証しとして捉えられているのであるが、第四三八上堂では、結論こそその南泉と趙州の関係がそのまま自分と天童如淨に当てはまるものとして、正師との相見の重要性を説いているものの、それが成立し得る前提として、

古來學仏法之人、或獨居草庵、或共行精舍。獨居之輩多被鬼魅魍魎侵、共行之人少被三天魔波旬嬈。…（中略）…今常在叢林之長連牀上而昼夜辨道、魔子不得嬈、鬼魅不得侵、誠是善知識、又則勝友也。…（後略）（下・一二三頁）

と述べ、独居を斥けてあくまでそれが叢林における弁道に依ることを強調しているのである。

これと全く同じ展開を示すものが、③大梅「即心是仏」を

引く卷四・第三一九上堂であるが、この例においては、只管坐禅を強調するために、『正法眼藏行持』(上)において引いた同一公案の「草庵に独居す」（上・一二九頁）という表記を削り取ってしまい、專一に坐禅弁道したことのみを際立たせるという、本則の改変をも行なつていることは注目に値する。<sup>(16)</sup>

以上のように、同一公案の再挙にあたって、叢林での弁道及び正師との相見の強調、という方向性のあることが指摘できるのであるが、この傾向は、先に挙げた「五通仙人」の拈提のように『正法眼藏』において始めからそれが強調されていたものを含めると、〔三〕に該当するもの二十八例のうち二十一例がこれに当てはまる。これは非常に高い割合と言えるであろう。

このことから翻つて考えれば、道元禪師が、この時期において大衆に再説すべき事項として最も重視していたのが、叢林における専一な坐禅弁道の正当性を強調することだったのではないかと思われるのである。そうであるとすれば、ここに論じた上堂は、『正法眼藏』において理として非常に高い処まで突き詰めた論理を、学人の脚根下、即ち現実の弁道へと引き戻すことを意図したものであることになろう。更に言いえれば、このような地に足のついた説示が建長年間に示された『永平広録』の性格とすることができるのではないだろうか。

## 六

以上、建長年間へ集中する上堂について内容的考察を試みたのであるが、それらが何故にこの時期に集中するのか、ということについては残念ながら全く限定することができなかつた。

説示内容だけを見れば、寛元二年の永平寺の僧堂完成や、同三年の『正法眼藏出家』示衆による『正法眼藏』説示の一応の区切り、などが関連を予想させるのであるが、時間的な隔りを考えると、それらはどう考えても間接的要因としかならないのである。

しかるに、この時期に至つて道元禅師をしてこのような説示を為さしめる心境の変化が存したことを見つかりと予想させる出来事が存在する。それは建長元年九月十日になされた、所謂の不離吉祥山示衆である。これは訂補本はもとより古写本『建撕記』五本の総てに見られるものであり、それが何らかの形で行なわれたことは間違いない。また翌年には吉祥山居の頌の記述がある。先の一連の上堂と期を同じうして、道元禅師の口からこのようないわゆる愛着の言葉が発せられるようになることを偶然の所産として片づけることは不可能であろう。

このようないわゆる愛着の言葉が発せられることを偶然の所産として片づけることは不可能である。

味深いものだが、同時に重要な問題でもあるので、ここでは説示内容に先のような傾向の見られることを指摘するに止め、この問題については、論じ残した寛元三年前後の上堂の考察と共に、今後の課題として、より広い範囲でその要因を探つてゆきたいと考えるものである。

また、今回行なった『永平広録』の『正法眼藏』に対する位置づけも、あくまで公案解釈のみを依り処とした一面性の強いものであり、筆者の読解力の未熟さから来る曲解も免れ得ないものと考へる。諸先生方の御叱正をいただければ幸である。

### 註

- (1) 樽林皓堂博士著『道元禪の研究』附篇二（昭和三十八年、  
禪學研究會）、同氏著『道元禪の本流』第六章（昭和五十五  
年、大法輪閣）、高橋賢陳「『正法眼藏』における公案の扱い  
方と讀解上の問題」(1)～(4)（『印度學仏教學研究』13-1・  
14-1・15-1・16-1、昭和四十～四十二年）、新野光亮  
「『正法眼藏』と慧忠國師のことばについて」（『宗學研究』21、  
昭和五十四年）他。

(2) 前掲『道元禪の本流』一八四～一八五頁において樽林博士  
が、十一項目を挙げてこれをまとめている。

(3) 本論は『永平広録』との説示の対比を目的とするため、こ  
こに言う『正法眼藏』とは、和文によつて残されたものの總  
称、即ち仮名『正法眼藏』九十五卷を指すものとして用いる。

(4) 但し、黒丸寛之氏の一連の論文「道元禪と宏智頌古」<sup>11</sup>

(3) 『駒沢大学仏教学部論集』7~9、昭和五十一~五十三年)は、全体を網羅して詳細に論じられている。本論において参考にした部分も多い。

(5) 伊藤秀憲「『永平考録』における上堂について」(『印度学仏教学研究』28~1、昭和五十四年)及び、水野弥穂子「道元和尚広録」と「正法眼藏」(1)・(2) (『傘松』三七〇~三七一、昭和四十九年)

(6) 拙稿「『正法眼藏』と『永平広録』における一考察」(『宗

学研究』28、昭和六十一年)

(7) 『永平広録』の上堂語の説示年代はすべて、伊藤秀憲「『永平広録』説示年代考」(『駒沢大学仏教学部論集』11、昭和五十五年)に依った。

(8) この上堂だけでは出典を推測するのは不可能であるが、『正法眼藏行持』<sup>12</sup>は明らかに『景德伝燈錄』によるものである。ここではそれと同一出典とする鏡島元隆博士の説に従つた。(『道元禪師と引用經典・語録の研究』二四六頁)

(9) ④「東印請祖」に関しては、黒丸寛之氏(前掲論文)<sup>13</sup>及び伊藤秀憲氏(『印仏研』前掲論文)に、また、⑦「百丈野狐」に関しては、やはり黒丸寛之氏(『道元禪師の公案解釈—百丈野狐の話について—』『宗学研究』23、昭和五十六年)によつて詳細に論じられてるので参照されたい。

(10) この公案に関して、『永平広録』第一七上堂では、「舉忠國師驗大耳三藏他心通、又舉仰山・玄沙・玄覺・趙州」了:(下・一一頁)と著語を下した祖師を四名しか挙げていない

のに対して『正法眼藏他心通』では、趙州・玄沙・仰山・海会・雪賣の五人の語を取り上げている。前者は『景德伝燈錄』卷五の記述に基づいたものであり、後者はそれと各語録とを合算したものと推測でき、公案自体に若干の異同が認められるのである。しかし、第一七上堂の道元禪師の拈提は「五位尊宿」となつており、また他にこの公案を取り上げる卷三・第一六六上堂も、他神通の巻と同じ五人を挙げていることから、先の第一七堂の記述を単純な写誤と解し、ここでは同一公案として取り扱つた。

(11) 駒大論集11前掲論文一七六頁。

(12) (13) 玄沙「一顆明珠」に対する両書の拈提を対照して示す。

「正法眼藏一顆明珠」……たとひたどりわずらふも、明珠にあらぬにあらず。明珠にあらぬがありて、おこさせける行にも、念にもにてはあらざれば、ただまさに黒山鬼窟の進歩退歩、これ一顆明珠なるのみなり。(上・六二頁)

〔第一〇七上堂〕……拳了云、尽方尽界一明珠、日月星辰似一兔鳥、要会團圓如不<sub>レ</sub>会、黒山鬼窟好功夫。(下・二七頁)

(23) については本論第五節において検討するのでここでは省略する。

また、ここに該当するものの中で、(12) 祀迦「獅子吼分」を引く第四二上堂と『正法眼藏諸惡莫作』との間には唯一何の関連性も見い出せなかつたのであるが、これは第四二上堂が降誕会に行なわれた上堂で、それ故初めから釈尊の降誕を讃え、その日に行なわれる行事の正当性を主張するという具体的な目的を持つたものであつたことに起因すると思われる。

(13) このように結論づけたからとて、これは卷一後半の説示を軽視するものではない。返つてその部分にはより一層の深い

関連性が予想されるのである。特に、後半部に多いごく短かい上堂と、その前後に示された『正法眼藏』各巻との内容的

関連性の有無は興味ある問題であり、今後の検討が必要である。

(14) 印仏研前掲論文、一二四七～一二四八頁。

(15) この公案に関して、『正法眼藏看經』では、「曩祖の慈誨するところは、拳頭有拳頭師、眼睛有眼睛師なり」(上・二六九頁)と述べるのみであるが、『永平廣錄』巻七、第四九二上堂においては、逐語的に拈提されている。この拈提について、黒丸氏は「藥山の正師としての存在と、雷声遠く震う打坐の宗風が宣揚されている」と述べられている(駒大論集7前掲論文)。この解釈は後に述べる具体的弁道への限定という『永平廣錄』における再説の指向性を示す一例と言えよう。

(16) 該当箇書を抜萃して示すと次の如くである。(傍線筆者)

〔正法眼藏行持(上)〕……かつて馬祖の会に参じてとふ、如何是仏と。馬祖云、即心是仏と。法常のことばをききて言下大悟す。因に大梅山の絶頂にのぼりて、人倫に不群なり、草庵に独居す、松実を食し、荷葉を衣とす。かの山に小池あり、池に荷おほし。坐禅弁道すること三十余年なり。(上・一二九頁)

〔第三一九上堂〕……他問「馬祖、如何是仏。祖云、即心即佛。便礼辭、入<sub>ニ</sub>梅山絶頂、食<sub>ニ</sub>松華<sub>一</sub>衣<sub>ニ</sub>荷葉<sub>一</sub>、日夜坐禪而過<sub>ニ</sub>一生」(下・七七～七八頁)

(17) 河村孝道博士編著『諸本対校 永平開山道元禪師行状建撕記』(大修館)七二一～七三頁。

(18) 同右七五頁。

(一九八六・七・七)